

## 住宅用省エネルギー設備 設置補助金

市では、「地球温暖化の防止・家庭におけるエネルギーの安定確保とエネルギー利用の効率化・最適化」を図るため、住宅用省エネルギー設備の設置費用の一部を補助します。

■対象 市内に自ら居住する住宅(店舗、事務所と併用するものを含む)に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置する人または未使用品の住宅用省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入する人

■対象システムと補助金額

○太陽光発電システム

○1キロワットあたり2万5千円

(限度額10万円)

○市内施工業者を利用した場合の特例

○1キロワットあたり3万円

(限度額12万円)

▼家庭用燃料電池システム(エネファーム)

補助対象経費の額(限度額10万円)

▼定置用リチウムイオン蓄電システム

補助対象経費の額(限度額10万円)

※住宅用省エネルギー設備を設置する前(対象設備が設置された住宅を購入する場合は、売買契約締結から引き渡し前)に申請書を提出してください。設置済み(引き渡し済み)については、対象となりませんので、注意してください。なお、申請の受付は予算額に達した時点で終了します。

## 生活困窮者の相談窓口を開設します

生活困窮者の支援のため、生活全般の困りごとについて専門の相談員が相談に応じます。相談内容は秘密厳守で行います。まずは気軽に相談してください。

■日時 月～金曜日  
午前8時30分～正午/午後1時～5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)

■場所 社会福祉課

【相談内容例】

- 仕事が見つけられない
- 給与はもらっているのに、生活が苦しい
- 身体に障がいがあるが給与がもらえる仕事が見たい

☎社会福祉課生活支援班 ☎(93) 4193

## 年金相談

毎月1回、社会保険労務士による年金相談を開催しています。

厚生年金や共済年金、国民年金について、日頃年金に対して感じている不安や悩みなど、気軽に相談してください。申込みは不要です。

■日時 4月16日(木)  
午前10時～正午/午後1時～3時

■場所 北部コミュニティセンター

☎国保年金課高齢者医療年金班

☎(93) 4085

## 家庭用浄水器設置補助金

市では、安全で健康的な生活を守るため、次の世帯を対象に、家庭用浄水器の設置費用の一部を補助します。

■対象世帯 市内に居住して、井戸水を日常生活の飲料用としている人で、次の全ての要件に該当する人

■対象基数

1世帯当たり1基とし、補助回数は1回です。1つの住居で2世帯以上が居住する場合は1世帯とします。

なお、以前に浄水器設置の補助を受けた人は、新たに補助を受けることはできません。

※浄水器を購入する前に申請書を提出してください。すでに購入済みの浄水器については、補助金の交付対象となりませんので、注意してください。



▼家庭用燃料電池システム(エネファーム)の例



▶太陽光発電システムの例

●対象浄水器 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素を基準内に除去できる機器で、次の全ての要件を満たす浄水器

●飲料水を供給できる装置に接続できる

●浄水性能が、1時間当たり5 以上

●耐用年数が、通常の使用方法で5年以上

●性能の保証期間が1年以上

### 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素とは？

窒素肥料やし尿、家庭雑排水、下水などの汚染の指標となるもので、6か月以下の乳児が飲む場合、メトヘモグロビン血症という病気を引き起こすことがあります。

基準値は10mg/L (※) 以下で、この値を超えた場合、水源の切り替えや浄水器による除去が必要です。

※基準値は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」により示されています。

## 小型合併処理浄化槽設置補助金

市では、生活排水とし尿と一緒に処理する小型合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

■対象区域 湖沼や河川の汚染が社会問題になっています。これは、生活排水が未処理のまま道路側溝などへ流されていることが大きな原因です。

しかし、これらの問題は、合併処理浄化槽の設置で大きく改善されます。

単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽を使っていない人は、合併処理浄化槽の設置を検討してみてください。

なお、補助金の交付は、予算額に達した時点で終了します。

●単独転換 18万円

●くみ取り転換 10万円

※転換補助とは、既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置換えをするときの撤去費用に対する補助です。

●放流先のない場合の処理装置(糞尿散装置など)への補助

合併処理浄化槽と同時に糞尿散装置などを設置する場合、設置費用の3分の1(限度額20万円)の補助金を交付します。

【交付条件】 次の条件を全て満たす必要があります。

●着工前の申請

●自己居住用の住宅

●浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する

●住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている

●市税を完納している

●放流水の総窒素濃度が20mg/L 以下(N20型)

●放流水の総窒素濃度が10mg/L 以下または総リン濃度1mg/L 以下(N10型・P型)

●放流水の総窒素濃度が20mg/L 以下(N20型)